

【参考】内閣府独立行政法人評価委員会令(平成 12 年政令第 317 号)(抄)

(組織)

第一条 内閣府の独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)は、委員十三人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第十二条第二項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
日本医療研究開発機構分科会	独立行政法人日本医療研究開発機構
宇宙航空研究開発機構分科会	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名す

る者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房政策評価広報課において総括し、及び処理する。ただし、国立公文書館分科会に係るものについては大臣官房公文書管理課において、日本医療研究開発機構分科会及び宇宙航空研究開発機構分科会に係るものについては内閣府本府に置かれる政策統括官において、北方領土問題対策協会分科会に係るものについては北方対策本部において、国民生活センター分科会に係るものについては消費者庁地方協力課において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

内閣府独立行政法人評価委員会議事規則

平成13年3月15日 内閣府独立行政法人評価委員会決定
平成16年2月23日 最終改正

(総則)

第1条 内閣府独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び内閣府独立行政法人評価委員会令（平成12年政令第317号。以下「委員会令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第2条 委員会は、委員長が招集する。

(分科会での議決事項)

第3条 委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とする事項については、あらかじめ、その事項を議決することとする。

(議決の特例)

第4条 委員長は、やむを得ない事情により委員の過半数が一堂に会することが困難であり、かつ、緊急に委員会の議決を経る必要があると認めるときは、電話その他の方法により、議決を求めることができる。

(公開)

第5条 委員会は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、委員会を非公開とすることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする。
2 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。
3 会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。

(分科会)

第7条 分科会の議事については、第1条及び第2条並びに第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「分科会」と、「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会に属する委員」と読み替えるものとする。
2 分科会長は、分科会の議事について委員会に報告するものとする。
3 前項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年2月23日から施行する。